

議案第77号

多可町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和4年12月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年多可町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

多可町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒その他人事行政の運営の状況とする。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒その他人事行政の運営の状況とする。</p>